

悪質商法に負けないまちづくり

さまざまな商品や新たなサービスが提供され、多様な選択ができる一方、次々に新しい手口の悪質商法が現れ、契約トラブルが増えています。

広報今号では消費生活相談を特集し、市民の皆さまがトラブルを防ぐための相談事例を紹介します。

☎日野市消費生活相談室 (☎581-3556)

日野市消費生活相談室

秘密厳守・お気軽にご相談を

費用は無料です。電話または直接窓口へ。

相談時間 月曜～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00

※祝日、年末年始を除く

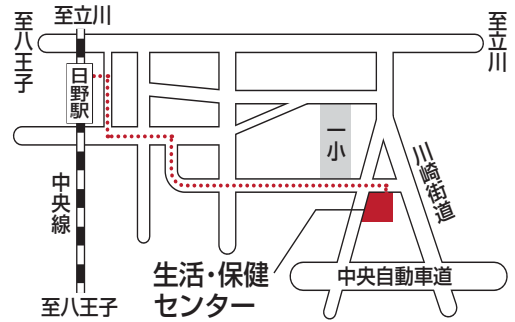
住所 日野本町1-6-2 生活・保健センター内

土曜・日曜日、祝日に困ったことが起きてしまったら…
消費者ホットライン

(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを)

☎0570-064-370

☎581-3556



クーリング・オフ制度をご存知ですか

クーリング・オフとは、契約した後、頭を冷やして (Cooling Off) 冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば、無理由、無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

なお、販売形態、商品、サービスにより、クーリング・オフできる場合とできない場合があります。詳細は相談室へお問い合わせください。

主なクーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売・電話勧誘販売	法定の契約書面の交付の日から8日間
特定継続的役務取引 (エステ・学習塾・外国語教室・ 家庭教師・パソコン教室・結婚 情報サービスなど)	
マルチ商法(連鎖販売取引) 業務提供誘引販売(内職商法)	法定の契約書面の交付の日から20日間

※クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合があります。日野市消費生活相談室にご相談ください。

クーリング・オフ記載例

必ず書面で通知します。書面は、コピーを取り、郵便局から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出してください。相手に到達しなくても期間内に郵便局に受け付けられればクーリング・オフの効力が発生します。

また、クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同じものを送付してください。

郵便はがき

切手

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

代表取締役 様

特定記録

私は、〇年〇月〇日貴社と下記の契約をしましたが、解除します。

商品名・役務名 〇〇〇〇
代 金 〇〇〇円

私が支払った〇〇円を至急返金してください。
私が受け取った商品を貴社の費用で早急にお引き取りください。

〇年〇月〇日
東京都日野市〇〇町〇〇番地
氏名 日野 花子

年代別相談件数と相談の多い契約トップ3

10歳代
27件

- 1 アダルト情報サイト (ワンクリック詐欺)
- 2 オンラインゲーム
- 3 オートバイ

20歳代
108件

- 1 アダルト情報サイト (ワンクリック詐欺)
- 2 賃貸アパート
- 3 パソコンソフト

30歳代
124件

- 1 賃貸アパート
- 2 アダルト情報サイト (ワンクリック詐欺)
- 3 携帯電話サービス

40歳代
145件

- 1 アダルト情報サイト (ワンクリック詐欺)
- 2 インターネットによる架空請求
- 3 賃貸アパート

50歳代
129件

- 1 フリーローン、サラ金
- 2 インターネットによる架空請求
- 3 漏水、排水管などの修理

60歳代
165件

- 1 アダルト情報サイト (ワンクリック詐欺)
- 2 インターネットによる架空請求
- 3 投資商品

70歳代
368件

- 1 健康食品
- 2 新聞
- 3 投資商品

日野市消費生活相談室で受けた相談 (平成25年4月～平成26年3月)

1,148件

前年比96件増